

↓↓Q&A 《ステッカー貼付について》 よくある質問をまとめました↓↓

Q1 禁煙が義務であることは分かったが、喫煙の要望があったときにどう対応すれば良いか？

A1 3通りの対応があります。

① 店内禁煙にして屋外で吸ってもらう。

※以下について注意してください

- | | |
|----------------------|----------|
| 例1) 灰皿が公道にはみ出している | → 道路占用違反 |
| 例2) 副流煙が通行人や上階住人にかかる | → 配慮義務違反 |
| 例3) 吸い殻のポイ捨て | → 区条例違反 |
| 例4) 禁煙特定区域内での喫煙 | → 区条例違反 |

①店内禁煙に
した場合



▲店舗入口

② 店内に喫煙専用室をつくります。

※喫煙行為のみ可能です。飲食できません。

③ 店内の一部に加熱式たばこ専用喫煙室をつくります。

※紙たばこは喫煙できません。飲食できますが、お店全体を喫煙室にはできません。

②喫煙専用室を
設置
した場合



▲店舗入口



▲喫煙室入口

③加熱式たばこ専用喫煙室
を設置した場合



▲店舗入口



▲喫煙室入口

②③については、専用室が壁・天井等によって区画されていること（ふすまで仕切るなど移動するものは×）また煙が屋外へ排気されていることが必要です。

～喫煙室を設置する場合の「技術的基準」について～

- 1 出入口において外側から内側に流入する空気の気流が 0.2m/秒以上であること
 - 2 煙が室内から室外に流出しないように、壁・天井等によって区画されていること（ふすまなどの移動するものは×）
 - 3 煙が屋外に排気されていること
- 3は経過措置があります。（2020年4月1日に既に存在している建物である場合）

Q2 加熱式たばこは、紙たばこと扱いが異なるのか？

A2 異なります。

加熱式たばこ専用喫煙室では、飲食が可能です（喫煙専用室は喫煙以外のことはできません）。ただし、店内全体を加熱式たばこ専用喫煙室にはできず、禁煙席を設けることが前提です。

① 喫煙専用室（紙たばこ、加熱式たばこ いずれも可）

… 喫煙行為のみ 飲食不可

② 加熱式たばこ専用喫煙室（紙たばこ不可）

… 飲食可 禁煙席があることが前提 ※店内全体をこの喫煙室にはできない

（裏面あり）

Q3 従業員を雇用していない家族経営店であれば、店内を喫煙可能にできると聞いた。

A3 喫煙可能店は下記4条件を満たす必要があります。

喫煙可能店の4条件（すべてを満たす必要あり）

- ①令和2年（2020年）4月1日以前から開業している
- ②客席面積100㎡以下である
- ③個人または企業（資本金5千万円以下）の経営である
- ④従業員を雇用していない

※20歳未満は営業時間外も立入禁止です。子ども連れの客がいる場合は、「A1」の対策を検討ください。

経営者が変更になった場合などは、ご相談ください。



▲店舗入口

Q4 《居酒屋》たばこ販売の許可を取得し、主食を提供しなければ「喫煙目的店」になれると聞いた。

A4 一般的な居酒屋は喫煙目的店に該当しません（厚生労働省見解）。居酒屋は飲食が目的であることが理由です。レストラン、定食屋等も同様です。



▲店舗入口

～喫煙室を設置する場合の「技術的基準」について～

- 2 煙が室内から室外に流出しないように、壁・天井等によって区画されていること（ふすまなどの移動するものは×）

※喫煙可能店・喫煙目的店の場合は、2のみ満たす必要があります

◎ご不明な点はお問い合わせください。

足立保健所 生活衛生課 受動喫煙防止担当

〒120-0011 足立区中央本町1-5-3 2階

電話：(03) 3880-5384

メール：seikatueisei@city.adachi.tokyo.jp

こちらも参考ください
(区ホームページQRコード)



ステッカーのダウンロード
ロードはこちらから